

令和2年第12回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年11月25日 午後1時57分から4時00分

2. 開催場所 坂戸市役所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	高橋 光行	出		7	黒川 英巳	出	
2	林 真由美	出		8	根本 武男	欠	
3	市川 武夫	出		9	小島 保	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	中里 和子	出		11	斉藤 貴作	出	
6	武藤 恭久	出					

6. 最適化推進委員出席者 2名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	宇津木 一昭	欠		16	齊藤 直志	欠	
13	鹿ノ戸 健次	欠		17	山崎 好典	欠	
14	栗原 昇	出		18	亀田 康好	欠	
15	清水 定人	欠		19	森田 和夫	出	

※コロナウィルス感染予防のため最適化推進委員については出席抑制を行った。

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	田隴 佳秀	係長	林 信久
課長補佐	川島 豪	主任	藤野 泰弘

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和2年第12回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 高橋 光行 委員 林 真由美

11. 議決事項及び議事の要領

議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の譲受人は、稲作を中心に地域の担い手として農業経営を営む法人で、規模拡大を目的に 3 筆の農地を取得しようとするものです。農地所有適格化法人の要件を満たしているため、農地を取得することは可能ですが、現地調査の結果、申請地の内 1 筆、譲受人の自宅に隣接する農地にビニールハウスが建っておりその中に農業資材が保管されていました。また、ハウス周辺にも農業用資材が保管され、農地として利用されていない状況でした。

よって、本申請は、農地法第 3 条第 2 項各号のうち全部耕作要件を満たしていないため、許可要件を満たすためには是正が必要と考えます。

なお、保管されている資材については容易に撤去できるため是正には時間はかからないものと思われま。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1 番案件 勝呂地区 森田推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件は、経営規模の拡大を図るため農地 3 筆を取得するための申請ですが、自宅に隣接する農地には、農業資材が乱雑に保管されている状況であり、小委員会では、これを是正しない限り許可はできないとの判断であり、いったん許可保留とし、是正が完了したら許可をしたらどうかとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

委 員 許可保留とした場合、現地が是正後、再度農業委員会で審議するのか、それとも事務局の判断で許可するのか手続的な問題が残るため、取下げで対応することはできないか。

事務局 手続的には、是正を条件に許可をする場合、いったん許可を保留する場合、取下げとする場合等が考えられますが、保留とした場合には、採決を保留するため、是正が確認された時点で再度ご審議いただくこととなります。また、取下げの場合には、いったん申請を取下げ、再申請を行う必要があります。

委 員 本人の意向はどうか。数日で是正ができるのか。

事務局 現地は、苗箱等簡易なものが敷地内に保管されている状況であり、本人に是正について確認したところ、1 週間以内には可能とのことでした。是正の目途が立たない場合は、取下げはやむを得ないと考えますが、是正が容易な場合には、申請者の負担を考えると許可保留扱いが相当ではないかと考えます。

議 長 他に意見はございませんか。無ければ本件は保留扱いということによろしいですか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

1 番案件は、許可保留と決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案 44 号は許可保留と決定します。

議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 から 5 番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の譲受人は、中小坂の実家に妻の両親と同居していますが、7人家族のため子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、子供が転校しなくてすむこと、譲受人は実家の板金工業に勤務しているため職場が近いこと、3台の駐車スペースが確保できること等です。現地確認の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10a未満の集団的に存在する農地内に位置するため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、自己資金と融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件の譲受人は、富士見市のアパートに妻と子の3人で住んでいますが、子供が生まれ、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、さいたま市の警察機動センターまで通勤が可能であること、緊急の呼び出しがあった場合、ICが近いため高速道路を使い県内各地に短時間で行くことができること、神奈川の実家へ圏央道を利用し容易に行き来ができること、2台の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10a未満の集団的に存在する農地内に位置するため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっ

ており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3 番案件の譲受人は、川越市のアパートに妻と2人で住んでいますが、荷物が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、申請地が勤務地の毛呂山町と実家の川越市の中間であり、行き来がしやすいこと、3台の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えられます

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4 番案件の譲受人は、坂戸市につきい花みず木のアパートに妻と子2人と住んでいますが、子供が成長し家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、行田市及び日高市のそれぞれの職場まで車通勤が可能であること、保育園が近く送迎ができること、駅に近いこと、市内の知人宅への行き来が容易であること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用基準の立地基準は、申請地は、西側の市道に給水管及びガス管の2管が

埋設され接続可能であり、かつ 500m以内に県立坂戸高等学校、片柳小学校さらに松野記念クリニックがあり、2つ以上の教育施設と医療施設があることから第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2号各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の譲受人は、実家に妻と子と両親の5人で生活していますが、年末には2人目の子供が生まれる予定で手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、実家に近く行き来が容易であること、東松山の職場に通勤が可能であること、保育、商業及び医療施設が近く住環境が整っていること、3台の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、申請地の一部に砂利が敷かれてましたので、代理人に是正するよう指導し、代理人からは、是正に向け業者の手配をしている旨の報告がありました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽処理のうへ汲取り処理となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1、2番 三芳野地区 中里委員 3番 勝呂地区 森田推進委員

4番 坂戸地区 松永委員 5番 入西地区 齊藤委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の申請地は、4棟現場の最終棟になります。今までは母親と息子が野菜を作っていましたが体調が悪く作付けが困難になったため、対象地を手放すことになったものです。譲受人には、受験を控えた子供がおり、自分の部屋が欲しいとの希望があったため、実家の建て替えも検討しましたが、許可に時間がかかるため、実家に近い申請地に自己用住宅を建築するに至りました。周辺農地の営農に影響がないため、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

2番案件の申請地は、先月審議していただいた農地の隣接地です。本案件の譲渡人も高齢で農地の管理が困難なため申請地を手放すものです。転用による周辺農地の営農に支障を与えるおそれは考えられないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

委員 3番案件の譲受人は川越市のアパートに住んでいますが、手狭になったため自己用住宅を建築するもので、申請地は、川越市の実家と毛呂山町の職場の中間に位置しているため選定したものです。転用により周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれは考えられないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

委員 4番案件の譲受人については、今まで何件か審議していただいております。譲受人は、相続で農地を取得しましたが、農業経験がなく管理が難しいため、処分するに至ったものです。申請地周辺の農地は水はけが悪く農業には適していないため、農地を手放し住宅が建ち始めている状況です。転用による農業経営への影響は考えられないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をお願いします。

委員 5番案件について、11月21日に現地確認を行った結果、申請地の一部に砂利が

敷かれていました。譲渡人は、申請地の南の住宅に住んでいましたが、事情があって、今は市内の別の場所に住んでおり、申請地に自転車で通り少々の野菜を栽培していましたが、今回処分するに至ったものです。申請地は、周辺を住宅等に囲まれ転用により、周辺の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。小委員会では、是正は必要となりますが、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をお願いします。

議長 質疑等はございますか。

委員 5番案件の砂利撤去の件ですが、3条案件については、是正が容易なため許可保留扱いとしたことを考慮し、是正が容易であれば同様の扱いをする必要があるのではないかと。

事務局 先に審議した3条案件も本件も是正が容易であることについては同様ですが、3条案件は、農業委員会に許可権限がありますが、5条案件は、県の許可であり、農業委員会は意見を附して県に進達しなければならず、県は意見を基に「許可」、「不許可」の判断を行うこととなります。このため、5条案件は、農業委員会の判断で許可保留とすることはできませんが、是正が容易である場合、是正指導中である旨を意見書に附することは可能であると考えます。また、是正が容易な場合には、是正の完了を確認したうえで県に進達することも可能です。

委員 条件を附する場合においても農業委員会の意見は許可相当とするのか。また、是正を条件とする場合、どこまでを許可条件とするのか明確な基準がない場合には、他の案件との間に取扱いが不公平となるおそれがあるため、本件は、是正が確認された時点で許可相当として進達することが適切ではないかと考えます。

事務局 本件は、是正が容易であること及び申請人が早急に是正する意思を示していること、現地調査を20日に行った結果、是正に要する期間が短期間になってしまったことを考慮し、ご審議をお願いします。

委員 是正が難しい場合は別ですが、是正が容易な場合は、是正期限を示すことが重要で、これを示さなかったことが判断を難しくする原因となっていると思われるので、今後は、期限を示し指導をお願いします。

委員 是正に要する期間や業者の手配の状況等はどうなっているのか。数日間では是正が可能であるならばそれを待って進達を行っても良いのではないかと。

事務局 本件は、20日に現地調査を行い、連休を挟んで24日に是正指導を行なった結果、業者の方からは早急に対応したいとの報告は受けていますが、是正期限についての明言はありませんでした。

委員 説明によると昨日指導を行い、本日是正が完了していないとの判断をしたことでよろしいですか。

事務局 そのとおりです。本件について、代理人は、事前に砂利敷について承知していたとのことですので、今後は、このような場合には農業委員会当日までには是正が出来ない場合は、審議は翌月とする旨厳しく指導してまいりたいと考えております。

議長 他になければ、次に6から8番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

6番案件の譲受人は、平成16年より東京都昭島市に本社を置き、主にOA機器販売、保守等を行っている会社で、申請地の隣接地に倉庫があります。近年、海外に事業を展開し、販売台数が拡大するに伴い、ストックする商品の数が多くなってきたため、搬入搬出スペースの確保が難しく、搬入搬出、トラック等の駐車及び資材を置くスペースを確保するため敷地拡張を計画しました。

申請地の選定理由は、倉庫敷地に隣接しているため、一体利用が可能であり、必要面積を確保できることです。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、申請地は10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため第1種農地に該当しますが、申請目的が、既存敷地面積の

1/2 以内の拡張であり、第 1 種農地の不許可の例外の農地法施行規則第 36 条に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、砂利敷のため地下浸透処理となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7 番案件の譲受人は、三芳野・勝呂地区で大規模に小麦、米の栽培を行っている法人で、経営者の譲渡人家族が平成 31 年に法人化しました。鶏糞を乾燥させ大量の堆肥を自家生産するため、既存の堆肥置場だけでは不足するため、あらたに堆肥置場をとするため申請地を転用するものです。

申請地の選定理由は、周囲に民家がなく堤防に囲まれている土地であれば住民に迷惑がかからないとの考えによるものです。現地調査の結果、農地は適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、申請地は 10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置しているため第 2 種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は地下浸透処理となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8 番案件の申請人は、7 番案件と同じで既存の堆肥置場の追認に係る申請です。堆肥置場は、譲渡人が、周辺農地において米及び小麦を栽培するために必要な堆肥として、大量の鶏糞を発酵させるために設置したものです。譲渡人は、堆肥置場の設置に際し、堆肥が農作物の栽培に直接関係するため農地転用の対象にはならないとの認識でした。

しかし、7 番の堆肥置場設置の相談を農業委員会事務局にしたところ、8 番の申請地の違反転用が発覚したため、転用申請に及んだものです。農地転用に際しては、原則、是正が必要となりますが堆肥置場が無くなると農作物の生産に影響が出るため、現状での追認申請を行うものです。現地は、堆肥を保管するための 3 棟のビニールハウスが建っていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、申請地は 10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置しているため第 1 種農地に該当すると考えますが、申請目的が、第 1 種農地の不許可の例外の農作物の育成のための農業用施設の用に供する場合の農地法施行規則第 29 条に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、追認案件のため必要なく、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、地下浸透処理となっており、周辺農地に営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

なお、本案件は、事前に川越農林振興センターの担当職員に相談しており、追認はやむを得ないとの回答をいただいております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

6 から 8 番 三芳野地区 栗原推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 6 番案件の譲渡人は透析治療中で農地の管理は難しい状況です。隣接地に倉庫を設置する譲受人より申請地の譲渡の相談があったため、農地法第 5 条の申請に至ったものです。転用の目的が砂利敷の資材置場で、雨水処理は、地下浸透で周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では、転用はやむを得ないと

の意見でありましたので、ご審議をお願いします。

先に8番案件から説明します。この案件は、譲渡人が法人を設立する3年ほど前に堆肥置場として整備しました。譲受人である法人は、現在、60ha以上の農地で米と小麦を栽培しており、今後もさらに規模を拡大していく意向をもっており、そのために今回7番の申請地にあらたに堆肥置場を設置するに至ったものですが、その際に、8番の申請地が農地転用の許可を得ていないことが発覚したため、追認申請に及んだものです。小委員会では、必要性等を考慮すると追認はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

7番の案件は8番だけでは堆肥置場が不足するため申請地をあらたに堆肥置場に転用するもので、申請地は周辺を坂戸市の最終処分場の堤防に囲まれており、周辺農地の営農に影響を及ぼすことはないため、転用はやむを得ないとの小委員会の意見でしたので、ご審議をお願いします。

議長 質疑等はございますか。

委員 本件は、大規模経営者の堆肥置場の追認案件であるため転用はやむを得ないであろうとの意見ではありますが、経営規模の小さい一般の農家が申請をした場合にも追認が認められか。

事務局 追認に関しては、例外的なケースですので事前に許可権者と協議が必要となります。追認のためには、必要性和緊急性等が認められることが必要で、本件の場合、ビニールハウス3棟に大量の堆肥を保管しており、早々に麦畑への散布する予定で、かつ施肥が小麦の栽培において重要であること及び置場を撤去した場合、大量の堆肥を保管して置く場所を確保することが困難であること等の状況を考慮し追認が認められたもので、他の場合にもこれらの条件が認められれば追認は可能と考えています。

委員 5番案件は転用面積が274㎡で、300㎡未満でも規制の対象とならないとの説明であったが、最低面積は決まっているのか。

事務局 最低面積は150㎡で、平成15年以前に所得した農地は、300㎡未満であっても住宅の建築は可能です。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

5番を除く案件は、許可相当、5番案件は、是正の確認を条件に許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第45号の5番を除く案件は、許可相当5番案件は、是正の確認を条件に許可相当と決定します。

議案第46号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第46号 農用地利用集積計画（案）について審議します。

農用地利用権設定申出一覧の24番案件は、黒川委員が坂戸市農業委員会会議規則第10条の議事参与の制限に該当するため、初めに24番案件を除く案件について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

今月は更新月であるため、11月分の農用地利用権設定申出の内、更新分は33件、107筆、面積88,096㎡、新規一般分は28件、78筆、面積64,457.64㎡で、解約が1件、2筆、1,852㎡ありました。12月1日設定後の利用集積面積は、2,754,855.79㎡となります。各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも経営面積、従事日数等、農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用権集積計画（案）のうち24番を除く案件については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第 42 号のうち、24 番を除く案件は、原案のとおり決定します。

議 長 続いて、24 番案件について審議します。

議事参与の制限に該当する黒川委員は、退席をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局 24 番案件は、黒川委員が別紙のとおり利用権により農地を貸付けるもので、耕作者の経営面積、従事日数等、農業経営基盤促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

24 番案件は、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、24 番案件は、原案のとおり決定します。

議案第 47 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長 議案第 47 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 本件は、赤尾と紺屋の農地 6 筆について、農地中間管理機構が所有者から借受け配分計画（案）に記載の内容により法人に貸付けるものです。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

農用地利用配分計画（案）に対する意見については、意見なしと決定したいと思います。ご異議ありませんか。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答します。

議案第 48 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議 長 議案第 48 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【対象農地一覧表及び案内図により説明】

浅羽野地区については、農業振興地域の整備に関する法律が、昭和 44 年に施行され、その後の昭和 58 年 9 月に農業振興地域に区域変更されましたが、当時は様々な意見があり、農用地区域の指定には至りませんでした。

その後、30 年以上が経過し、浅羽地区の地域農業の課題として、土地の利用調整と農地の利用集積、担い手育成と農業生産性の向上などが求められるなか、これらの課題を整理し、浅羽地区の将来像を踏まえ、地域の実情に応じた基盤整備として、埼玉型ほ場整備事業を推進するために、区域内の農地所有者等による「埼玉型ほ場整備事業浅羽地区推進協議会」が平成 30 年 11 月に設立されました。

協議会の設立に合わせて、農地の所有者、耕作者に対し、事業の実施及び付随して必要となる農用地区域への編入に係る仮同意の意向確認を行い、さらに本年 10 月には仮同意を本同意とするとともに、浅羽地区に市営井戸の設置等により用水に係る負担軽減の要望を坂戸市長に提出することについて、協議会の総会で可決され、これを受け、協議会は、本年 11 月に坂戸市長に要望書を提出しました。

坂戸市では、要望書を受け、埼玉型ほ場整備事業を推進するため必要となる浅羽地区の農用地区域への編入について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）を策定したため、同法施行規則により農業委員会に意見を求めるものです。

議長 ご質疑等はございますか。

委員 対象地に現況が原野となっているものがあるが問題はないか。また、整備計画対象地に含まれていない農地があり虫食い状態となっている部分があるが、この状況でもほ場整備は可能か。

事務局 現況が原野となっている農地は、関越自動車道に隣接する対象地域の先端部分の1筆で、農地の現況及び対象地区の虫食いの状態に係らず、事業の実施は可能であると担当から聞いています。

委員 農用地編入に伴い、農地に対する規制がどのように強化されるか。

事務局 補助金を導入するため事業終了後8年間は転用ができなくなるが、その後は、対象地は1種農地ですので、農用地であっても転用に関しては、他の1種農地の規制と同様となります。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

坂戸農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見については、適当であると決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第48号に対する意見は、適当であると決定し、坂戸市長に回答します。

報告第17号 専決処分の報告について

議長 報告第17号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出4件、第5条の農地転用届出2件です。内容については、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

次第4 その他

議長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議長 その他について、委員さんから何かありますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事が総て終了したため、令和2年第12回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和2年11月25日

坂戸市農業委員会

会長

署名委員

署名委員